

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊総第238号

令和6年7月12日

## 屋外において警察活動に従事する際のサングラスの着用について（通達）

県警察においては、「警察活動における暑熱対策の推進について（通達）」（令和6年6月3日付け熊総第189号）に基づき、警察職員の健康や安全を確保するとともに、その業務能率の向上を図るための取組を推進しているところであるが、この度、屋外で活動する警察職員の紫外線等による健康被害の防止や防眩効果による視認性の確保を目的として、下記のとおり、サングラスの着用基準を明確化したので、各位にあっては、適切な運用に努められたい。

### 記

#### 1 目的

サングラスを着用することで、太陽光のまぶしさ等の軽減による視認性の確保等をはじめとした警察活動の能率性の向上のほか、屋外における警察活動に応じた警察職員の目の健康被害防止対策を目的とする。

#### 2 対象職員

屋外において警察活動に従事する全ての警察職員

#### 3 着用基準

着用するサングラスは、警察職員の品位を保つ上で、華美、奇異な形状又は色調でなく、かつ、以下の着用基準を満たしているものとする。

- (1) 形状は、一般的に「ウェリントン」タイプ、「スクエア」タイプ及び「スポーツ」タイプと呼称されるもので、顔から大きくはみ出るものではないこと。
- (2) レンズ及びフレームは、黒色系統のものであること。
- (3) レンズは、表面が変色（グラデーション）又はミラー加工のものではないこと。
- (4) レンズは、紫外線遮蔽性（UVカット機能）を有し、可視光線透過率（視感透過率）が8%を超えるものであること。

#### 4 事前承認

着用するサングラスは、3の着用基準を満たすことについて、事前に直属の上司（警部以上の階級（同相当職を含む。）の職員に限る。以下同じ。）の承認を得たものであること。

#### 5 サングラス着用に当たっての留意事項

- (1) 職員は、屋内、夜間、雨天その他警察活動を行う環境上サングラス着用の効果が発揮されない場合のほか、県民への応接、職務質問、事情聴取等の機会においてはサングラスを着用しないこと。
- (2) 職員が着用するサングラスは、原則として職員個人で準備すること。
- (3) 4の事前承認に際し、直属の上司は、サングラス着用を希望する職員に対して、

県民に威圧感を与えることなく、適切な応接に努めるよう指導を行うこと。

(4) 職員は、熊本県警察職員の服務に関する訓令（昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号）を遵守し、警察職員としてふさわしい品位の保持に努めること。